

物品・委託等に係る一般競争入札の実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。以下「物品・委託等」という。）の契約において実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による一般競争入札に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約担当者 千葉県知事、かい長又は千葉県教育委員会教育長をいう。

(2) 主務課長等 一般競争入札を実施する物品・委託等（以下「当該物品・委託等」という。）の契約に関する事務を分掌する本庁の課長又は出先機関の長等をいう。

(3) 主務課等 当該物品・委託等の契約に関する事務を分掌する本庁の課又は出先機関等をいう。

(対象)

第3条 一般競争入札に付する契約は、予定価格が5百万円以上の千葉県が発注する物品・委託等とする。ただし、各部局の「機種等選定・委託事業指名業者選定審査会」において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の規定による指名競争入札又は施行令第167条の2の規定により随意契約によることとされたものを除く。

(入札参加者の資格要件)

第4条 入札参加者は、物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を当該物品・委託等の公告日から開札日までの間、受けていない者でなければならない。

2 前項に規定するもののほか、入札参加者は、当該物品・委託等の種類又は性質により次の各号に定める資格要件を設けたときは、当該資格を有する者でなければならない。

(1) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、一定の等級格付である者

(2) 県内に本店又は営業所等がある者

(3) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けている者

(4) 当該物品・委託等に必要資格等を有する技術者を専任で配置できる者

(5) 当該物品・委託等と同種の実績がある者

(6) 前各号に定めるもののほか、当該物品・委託等の種類又は性質により契約担当者が必要と認める資格要件

3 価格その他の条件により落札者を決定しようとする場合（以下「総合評価落札方式」という。）の入札参加者の資格要件は、別に定めるものとする。

4 施行令第167条の4の規定に該当する者のほか、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、当該物品・委託等の入札日前6月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者、会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者又は民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者は、入札に参加できないものとする。

(入札参加者の資格要件の決定)

第5条 当該物品・委託等の入札参加者の資格要件は、契約担当者が決定するものとする。

(当該物品・委託等の公告)

第6条 契約担当者は、施行令第167条の6及び千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第108条の規定により、別記第1号様式に準じて、主務課等の庁舎の指定場所における掲示及びちば電子調達システムの入札情報サービスへの掲載の方法により、当該物品・委託等の公告をするものとする。

2 掲示期間は、千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除き、公告日を含めて10日以上とする。

3 主務課長等は、入札参加を希望する者に、当該公告の写し及び当該物品・委託等の概要を配付するものとする。

4 第1項に定めるもののほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける当該物品・委託等については、併せて県報に登載して公告をするものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、特例政令の適用を受ける当該物品・委託等の公告期間は、40日以上とする。

(資格確認の申請)

第7条 当該物品・委託等の入札に参加を希望する者は、別記第2号様式による一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認資料」という。）に必要事項を記載し、申請期限日までに契約担当者に提出しなければならない。

(入札説明書等の縦覧・配布)

第8条 主務課長等は、必要に応じ、公告後速やかに、当該物品・委託等に係る契約書案、入札約款及び仕様書等の縦覧又は配布を行うものとする。

(確認結果の通知)

第9条 契約担当者は、申請期限日から原則として15日以内に、資格確認資料の確認結果を、別記第3号様式により通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第10条 資格がないと認められた者は、前条の通知の日から7日以内に、書面をもって契約担当者に説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項の説明を求められた日から3日以内に書面をもって回答するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札は資格確認の結果、資格を有すると認められた者において、執行する。

(秘密の保持)

第12条 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還せず、また公表しないものとする。

(入札結果の公表)

第13条 主務課長等は、落札者の決定後、別に定める公表方法により、速やかに入札結果を公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年10月1日から施行する。